省令

○総務省令第十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十六日

総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「合算額」の下に「に、次の各号によって算定した額の合算額を加えた額」を加え、同条に次の各号を加える。

一　別表五の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

二　別表六の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

三　別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四　別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

五　道路法第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）

六　（一）　港湾法第五十二条第二項の規定による負担金
（二）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（五の項に掲げるものを除く。）
（三）　福島復興再生特別措置法第十二条第四項の規定による負担金

七　（一）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定による補助金
（二）　東北観光復興対策交付金

八　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○政治資金適正化委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月十六日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三五三五	江村　定康	二九、二、一四	本人からの申請

○厚生労働省告示第七十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項の規定に基づき、次の同項に規定する認定個人情報保護団体から同項に規定する認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定個人情報保護団体の名称
社会福祉法人　沖縄県社会福祉協議会

二　認定個人情報保護団体の住所
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三七三番地一

三　認定個人情報保護団体の代表者の名称
会長　湧川　昌秀

四　個人情報保護の保護に関する法律第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日
平成二十九年三月三十一日

五　認定業務を廃止しようとする日
平成二十九年四月一日

○農林水産省告示第三百九十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年三月十六日　農林水産大臣　山本　有二

兵庫県大坪地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県淡路市生田大坪

字楠谷	標柱一号
一〇一番	標柱一号
字東山ノ下	標柱二号
一〇〇番一七	標柱二号
字楠谷	標柱三号
一〇七番	標柱三号
字黒ヶ谷	標柱四号
一八七番	標柱四号
字東山ノ上	標柱五号
二一七番	標柱五号
二〇三番一	標柱六号
字寺田	標柱六号
一七〇番一	標柱七号
字九文明	標柱七号
一八〇番一	標柱八号
二八九番一	標柱八号
二九六番	標柱九号
一三六番	標柱九号
字岸ノ下	標柱十号
一二〇番一	標柱十一号
字中ノ瀬ノ下	標柱十二号
三四三番一	標柱十二号
字野尻	標柱十三号
三六〇番二	標柱十三号
字後谷	標柱十四号
八二番	標柱十四号
字寄合田	標柱十五号
八五番	標柱十五号
	標柱十六号

○農林水産省告示第三百九十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十九年三月十六日　農林水産大臣　山本　有二

岡山県大篠地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（大篠地すべり防止区域標柱二一号（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第四百四十一号）から標柱五号（大篠地すべり防止区域標柱一号）までを順次結んだ線及び標柱五号から大篠地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

岡山県津山市大篠

字乗井	一二四三番二　標柱一号
字五反田	一二五三番三　標柱二号
字国広	一四三六番二　標柱三号
	一四三六番二　標柱四号
字後谷	一五四三番三　標柱五号